科学研究費助成專業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号: 17201

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2011~2016

課題番号: 23531037

研究課題名(和文)カナダにおける「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」に関する調査研究

研究課題名(英文)Educational Administration and School System in Canada: Attempts to "open" them to the Public

研究代表者

平田 淳 (Hirata, Jun)

佐賀大学・教育学部・教授

研究者番号:90361005

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文): カナダにおいては、通常の教育委員会の他に、別の地方教育行政機関を設置したり(フランス語系・カトリック系)、教育委員会内に特別委員会を設置したり(先住民)するなど、特定のマイノリティ・グループのニーズを反映させるための多様な仕組みが制度化されている。生徒の教育行政参加を制度化している州もいくつかある。 各学校には全州で保護者や地域住民、高校生レベルでは生徒が学校運営に参加するための組織である学校協議会が制度化されている。しかし学校教育の実体的側面に参加することには消極的であるなど、制度が想定した通

りには機能していない例が多い。

研究成果の概要(英文): In Canada, many provinces have instituted regular school boards as well as other forms of local education authorities, which operate Catholic or Francophone schools. Some provinces have special committees for mainority groups such as aboriginal peoples in school boards to reflect their intentions on the decision-making processes of school boards. Students are also members of school boards in some provinces.

School councils, which enable parents, community residents, and students in the level of high schools, to be involved in school management, are instituted in all the ten provinces. However, most of them are not very active, and they are hesitant to be involved in substantive parts of school education such as the development of school improvement plans, as assumed in legislations.

研究分野:教育行政学

キーワード: 開かれた教育行政 開かれた学校づくり 学校協議会 教育行政参加 学校運営参加 エンパワーメント 多文化主義

1.研究開始当初の背景

(1)日本においては2000年施行の改正学校教育法施行規則により学校評議員が、2004年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正によりコミュニティ・スクールが、それぞれ制度化された。これらは保護者や地域住民の学校運営参加を促進すること降、教育委員会制度改革も盛んに議論されていた。つまり、「開かれた教育行政」や「開かれた学校づくり」の観点から、従来の教育行政や学校運営のあり様を再考する必要性が指摘されていた。

(2)カナダでは、各州において日本よりや や早く 1990 年代以降「開かれた教育行政」 や「開かれた学校づくり」を制度化してきた。 但し各州の制度のあり様は多様である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、カナダにおける「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」の制度設計や実態を明らかにし、日本の改革状況を検討する際の視点を提示することである。

3.研究の方法

(1) 文献研究

カナダの教育行政や学校運営のあり様に 関する先行研究を読み込み、その全体像を明 らかにしつつ、特に調査対象とすべき対象や 事象を特定し、また分析のための視点を設定 した。

(2)法令研究

各州の教育関係法令を読み込み、「開かれ た教育行政」や「開かれた学校づくり」に関 する制度設計を明らかにした。

(3) 現地調査

制度設計を洗い出したうえで、果たして実態は想定通りになっているのか、なっているとすればそれを可能とした要因はなにか、なっていないとすればその原因はなにか、どうすれば克服できるのか等について検討した。現地調査においては、会議の観察や関係者へのインタビュー、関連文書の収集などの方法を用いた。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

カナダ全 10 州の教育関連法令を読み解き、 全州の教育行政・学校運営の制度設計を洗い 出した。そこでは、以下のようなカナダ的特 徴が見出された。

カナダ建国の民はイギリス系とフランス 系であり、イギリス系が多数派を占めてはい るが、フランス系の宗教的言語的特殊性を教 育上重視することが憲法上要請されている。 そのため多くの州では、英語を教授言語とする無宗派の学校を管轄する教育委員会とは別に、フランス語を教授言語とする学校を管理運営する教育委員会が設置されている。教育委員会が設置されている。教育委員会が設置されている。教育委員は原則公選制であるが、先住民等マイノリティ・グループの教育意思を反映するためにプリティ・グループの教育意思を反映するためにプリティを引きるよび、多数決では埋没するおそれのある地域の多様性を教育行政に反映させる制度を設けている州が多かった。また高校生代表を教育委員として任命する州もいくつかあった。

学校運営に関しては、全州においていわゆる「学校協議会」を設置し、保護者や地域住民、高校レベルでは生徒の学校運営参加を制度化していた。ここでも先住民等のマイノリティ・グループに配慮した制度設計が見られた

ユーコン準州においては、各校に設置される学校協議会における委員の選出に際し、先住民に一定数を割当てる「先住民保障代表制度」を採用し、先住民の教育ニーズを学校返営に反映させるための制度が存在する。しかし実態としては、先住民が歴史的に学校教育を通して受けた差別的な対応や、先住民が積極的に学校運営に参加するという状況には、多くの場合なっていないことが明らかとなった。

サスカチュワン州の学校に設置される「学 校地域協議会」には、法令上は各校の改善計 画を主導的に策定することが求められてい るが、実態としては教員が作成した改善計画 に基づく説明を受けるにとどまっていた。ま た活動としても学校運営に主体的に参加す るというよりは、資金調達活動を通して学校 を後方支援する機能を果たすに留まってい た。また、学校地域協議会は選挙で選ばれる 公選委員と教育委員会によって任命される 任命委員から構成されることとされている。 公選委員は民主的学校運営という意味では 重要であるが、実態としては委員になること を希望する保護者は少なく、選挙を行わずに 現役委員が継続することによる委員の固定 化などの問題が指摘された。任命委員は、多 数決では選出されないであろう先住民等の 教育ニーズを反映するためにそうしたマイ ノリティを委員とする制度であるが、先住民 等は積極的には参加しないなど、制度の想定 通りにはなっていなかった。また、高校生も 委員となることになっているが、積極的には 参加していなかった。

マニトバ州においては、学校を後方支援する保護者協議会か、学校運営上一定の権限を 有する学校協議会のいずれを設置するかは 各校の判断に任されている。そして学校協議会の設置に踏み切る学校はそれほど多くないこと、それは保護者に学校運営に参加するほど専門的知識がなく、むしろ教員の専門性を信頼し好んで学校の後方支援をしていること、教員は保護者や地域住民の学校運営参加制度に関心がないこと、保護者や地域住民の学校運営参加と子どもの学力向上には直接的な関連性は見られないこと、などが明らかになった。

ブリティッシュ・コロンビア州においては、 学校の後方支援に留まる従来の保護者協議 会を超えて、保護者が一定の権限をもって学 校運営に参加することを可能とする「学校企 画協議会」の設置が、2002年の法改正により 制度化された。1990年代以降こうした傾向は カナダ全州に共通するものであったが、学校 企画協議会は 2015 年の法改正により廃止さ れることになった。つまりブリティッシュ・ コロンビア州のみが、学校意思決定権限の多 元化というその他の州の方針とは逆向きの 改革に舵を切ったということがわかった。他 方で、各校に設置される保護者協議会の意思 を代表する機関として、各教育委員会の管轄 区域に1つ、教育区保護者協議会が設置され ているが、こうした組織は他州ではあまり見 られないものである。

(2)得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

カナダ全州の教育行政と学校運営の制度 設計を、法令を丹念に当たることによって明 らかにした研究は、管見の限り日本・カナダ 双方ともに存在しないため、本研究の果たす 貢献は大きいものと思われる。また、日本に おける諸外国の「開かれた学校づくり研究」 に関しては、その多くが制度設計を明らかに する静態的研究であるが、本研究は複数の州 に関して実際に現地調査を行い、当事者への インタビューや会議の観察等を通して得た データに基づいてその動態的側面を対象と して分析を行っている。また、それぞれの州 の分析に留まらず州間の比較分析も行って おり、こうした側面も従来の研究には見られ ない点であり、国内外における同様の研究に 対するインパクトは大きいものと思われる。

(3)今後の展望

本研究は、カナダの教育の基本的な制度設計を明らかにしているという点で、カナダの教育のその他の特定分野の研究に比較的容易に発展させることができる。また本研究を通して、カナダにおいては学校運営参加論の対象として保護者を中心に論じることがが、その意義はむしろ生徒参加にあるのではないかということが示唆された。その意味で、今後は生徒参加を中心に検討を進めるという展望が開けたものと思われる。また、ゴリティ初予期していなかったこととして、ブリティ

ッシュ・コロンビア州では学校企画協議会が2015年に廃止されたり、2016年に同州のバンクーバー教育委員会で教育相による官選教育委員の任命により地域住民の公選により選出された教育委員が失職するという事例が生じた。前者はカナダの他の諸州の動きに逆行するものであり、後者は地域に開かれた形で形成された住民の教育意思を州政府が覆したことになり、双方の事例を検討することで「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」のあり様に関する新たな知見を得ることができた。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 3 件)

平田淳、カナダ・マニトバ州における保護者による学校運営参加の制度と実態、佐賀大学大学院学校教育学研究科研究紀要、査読無、第1号、2017年、91-114

<u>平田淳</u>、サスカチュワン州における「学校 地域協議会」の制度と実態、カナダ教育研究、 査読有、No. 13、2015 年、23 - 40

平田淳、ユーコン準州における先住民教育参加要求と教育行政・学校運営参加制度 - 教育委員会・学校協議会と先住民保障代表制度を中心に - 、カナダ教育研究、査読有、No. 12、2014、19 - 36

[学会発表](計 6 件)

平田淳、カナダ諸州における地方教育行政・学校運営に関する制度設計の傾向と諸特徴、カナダ教育学会、2016年12月4日、筑波大学東京キャンパス文京校舎(東京都文京区)

平田淳、マニトバ州における保護者の学校 運営参加の制度と実態、カナダ教育学会、 2016年6月12日、筑波大学東京キャンパス 文京校舎(東京都文京区)

平田淳、サスカチュワン州における「開かれた学校づくり」 - 学校地域協議会の構造と機能に関する一考察 - 、カナダ教育学会、2014年6月22日、日仏会館(東京都渋谷区)

平田淳、ユーコン準州における学校協議会と保障代表制度 - 先住民の学校運営参加に関する一考察 - 、日本カナダ学会、2013年9月22日、神田外語大学(千葉県千葉市)

平田淳、カナダ教育行政研究の方法と課題、 カナダ教育学会、2012 年 12 月 2 日、日仏会 館(東京都渋谷区)

<u>平田淳</u>、カナダにおける「開かれた教育行

政」及び「開かれた学校づくり」に関する研 究 - ブリティッシュ・コロンビア州に焦点を 当てて - 、開かれた学校づくり全国交流集会、 2011 年 11 月 4 日、獨協大学(埼玉県草加市)
[図書](計 0 件)
〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:
取得状況(計 0 件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:
〔その他〕 <u>平田淳</u> 、『カナダにおける「開かれた教育行 政」及び「開かれた学校づくり」に関する調 査研究』研究成果報告書(CD、全 262 頁)
6 . 研究組織 (1)研究代表者 平田 淳 (Hirata, Jun) 佐賀大学・教育学部・教授 研究者番号:90361005
(2)研究分担者 ()
研究者番号:
(3)連携研究者 ()
研究者番号:
(4)研究協力者